

森町中小企業等コスト削減支援事業補助金の実施要領

1 目的

コロナ禍において原油価格や資材等物価の高騰の影響を受ける事業者の経営継続を支援するため、専門家による経営診断等に係る費用や省エネルギー機器やコスト削減に資する設備の導入等コスト削減への取組みに係る費用の一部を支援する。

2 補助対象者

- (1) 森町内に1年以上事業所を構え、事業を継続し、かつ今後も継続の意思があり、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの3ヶ月間に係る燃料費(ガソリン、軽油、灯油、重油)の合計額又は光熱費(電気、ガス代)の合計額のいずれかが前年同期に比して10%以上増加している町内の中小企業(個人事業主を含む、・農家を含まない)。なお、4月1日から6月30日までという期間の捉え方については、4月分から6月分というように請求ベースで読み替えてください(以下同様)。

※中小企業基本法及び中小企業等協同組合法に規定する者で、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合又は有限責任事業組合(LLP)は、対象外。

※中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する以下の者。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資金の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

3 補助対象事業

町内の中小企業(個人事業主を含む、・農家を含まない)がコスト削減のために取組む専門家による経営診断や省エネルギー機器やコスト削減に資するシステム導入を行うもので、以下の条件を満たすことが必要。

- ① 令和3年1月1日以降、森町で事業を実施していること。
- ② 令和3年の税務申告をしていること。
- ③ 今後も事業を実施する意思があること。
- ④ 令和4年4月1日から6月30日までに係る燃料費の合計額又は光熱費の合計額のいずれかが対前年同期に比して10%以上増加していること(家計費分は除く)。
- ⑤ 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助等を受けていないこと。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費（別表参照）

- ア. 経営コンサルタント等専門家による経営診断等に要する費用
- イ. 固定費削減に資する省エネルギー機器の導入に係る費用
例：LED照明機器、高効率冷蔵冷凍庫、高効率空調設備、EMC（エネルギー管理システム）等
- ウ. コスト削減に資する取組みに係る費用
例：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト等の業務改善ソフト

(2) 補助対象外の経費

- ・中古品又はリースによる導入
 - ・事業の用以外に使用する設備
（例：店舗兼住宅等で住宅スペース等へ効果が波及する設備は対象外）
 - ・建物や窓の断熱改修
 - ・車両（エコカー）の購入
 - ・再生可能エネルギー設備の導入（例：太陽光発電など）
 - ・蓄電池
- なお、その他個別に判断する場合がある。

5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から令和5年1月31日（火）までの間とする。

6 補助金の額

補助率	補助金上限額
補助対象経費の2分の1以内 (消費税抜き：千円未満切り捨て)	30万円（10万円以上）

※補助金の交付は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

(例) 補助対象経費（税抜き）	補助金
600,000円以上	300,000円（上限）
250,800円	125,000円（千円未満切り捨て）

7 申請内容の変更等

採択を受けた後に申請した事業内容の変更及び取り止め、中止等は原則認めない。

8 補助金額の確定

補助金の額は、実績報告書に基づき補助対象経費の実支出の2分の1で算出した額とする。その場合、森町中小企業等コスト削減支援事業補助金交付決定通知書に記載された補助金額を超えた場合でも増額は認めず、また、下回った場合はその確定した額とする。

9. 申請の流れ

交付申請⇒一括審査⇒交付決定⇒事業実施⇒報告書類提出⇒交付確定⇒振込

10 審査の結果及び交付決定の通知

申請受付期間の間、提出された交付申請につき、森町商工会にて審査を行う。審査の結果については、その決定に関し、申請者宛に通知するとともに別途交付決定通知書を交付する。但し、再発行はしない。また、審査の過程や内容等については公表しない。

11 申請手続きの方法

- (1) **申請受付期間** 令和4年8月1日(月)～令和4年9月16日(金)まで
- (2) 提出方法 原則、商工会窓口を持参。
- (3) 申請に必要な書類
 - ① 交付申請書(様式1)
 - ② 事業計画書(様式2)
 - ③ 収支予算書(様式3)
 - ④ 補助事業で予定する経費の見積書
 - ⑤ 誓約書
 - ⑥ 令和3年4月1日から6月30日までの3ヶ月間と令和4年4月1日から6月30日までの3ヶ月間に係る「燃料費」の合計額又は「光熱費」の合計額のいずれかの支払い額が分かる請求書もしくは領収書等の写し
 - ⑦ 営業(事業)の実態が確認できる書類
法人の場合 履歴事項全部証明書の写し(3ヶ月以内のもの)
個人の場合 令和3年分の確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書含む)の写し
 - ⑧ 申請者本人の確認書類
(例) 申請者の運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し

12 事業完了後の報告に関する手続き

- (1) 報告書提出期間
全ての事業が完了した場合は、速やかに以下に記す書類を提出する。
なお、最終提出日は、令和5年2月10日(金)とする。
- (2) 提出方法
原則、商工会窓口を持参。
- (3) 報告に必要な書類
 - ① 実績報告書(様式4)
 - ② 完了報告書(様式5)
 - ③ 収支決算書(様式6)
 - ④ 実施した事業の領収書もしくは振込明細書等(写し等可)
 - ⑤ 実施した事業の内容が分かる書類
(例) 経営診断実施報告書、購入等した物の写真等
 - ⑥ 請求書(様式7)
 - ⑦ 振込先口座が分かる通帳等の写し(表紙及び表紙の裏面)
※ 申請者と口座名義が同一のものに限る

(注意事項)

事業を実施した（支払いした）際の領収書の写しもしくは振込明細書等は、必ず必要になりますので、大切に保管してください。

※領収書等の写し（支払った金額が確認できるもの）がない場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

13 書類の提出先

〒437-0215

静岡県周智郡森町森 20-9 森町商工会

14 その他

(1) 補助事業採択者は、商工会ホームページで公表させていただきますので、ご了承ください。

(2) 申請は、1事業者1回限りです。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費：例示

費目	種別	区分	内容
委託費	—	—	経営コンサルタント等専門家による経営診断等
機械装置等費	省エネ対策	高効率照明設備	LED照明等への更新
		高効率空調設備	電気式パッケージエアコン
			ガスヒートポンプエアコン
			チリングユニット
			吸収式冷凍機
			ターボ冷凍機
		業務用給湯器	エコキュート等への更新
		高性能ボイラ	貫流型タイプなど
		産業ヒートポンプ	排熱回収型など
		流体・生産設備	コンプレッサー、ポンプファン 冷温水発生機、油圧機器
		高効率冷凍冷蔵設備	冷凍冷蔵庫
	冷凍機内蔵形ショーケース		
	コンデンシングユニット		
	冷凍冷蔵ユニット		
	システム導入	EMC(エネルギーマネジメントシステム)	
コスト削減対策	業務改善ソフト	会計ソフト、受発注ソフト、 決済ソフト等	
その他	・上記の他、森町商工会長が特に必要と認める経費		

注1：設備の修繕費用や取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：対象に含まれるかどうかは、個別に御相談ください。